住宅改修について (手引き)



山都町

目 次

- 1. 住宅改修費支給制度について・・・・ P. 3~P. 6 (支給要件・注意点)
- 住宅改修手続きについて・・・・・ P. 7~P. 9
 (手続き・申請書類)
- 3. 支給対象となる工事について・・・・ P. 10~P. 12
- 4. 住宅改修Q&A·····P. 13
- 5. 住宅改修費支給申請書様式・・・・・ P. 14



1. 住宅改修費支給制度について

要介護 (要支援) 認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活を続けるために必要な、 手すりの取付けや床の段差解消などの住宅改修にかかる費用の一部が支給される制度です。

☆住宅改修費支給制度をご利用いただくには、改修前後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者(利用者)の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の 導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者に とって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

※担当のケアマネジャーがいらっしゃらない場合は、山都町地域包括支援センターにご相談ください。

【支給要件】

- (1) \sim (5)いずれにも該当すること
- (1)要介護(要支援)認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定の有効期間内であること。
- (2)介護保険被保険者証に記載されている住所で、現に居住する住宅について住宅改修が行なわれること。
- ※被保険者証記載以外の住所地は認められません。また、高齢者に適したつくりとなっているはずの 特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホーム、高齢者向けの住 宅は原則支給対象外です。
- (3)本人が在宅であること。
 - ※入院または施設に入所中の要介護(要支援)の被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて 住宅改修が必要な場合は申請できます。退院・退所できなかった場合は保険給付できませんので留 意してください。
- (4)被保険者の心身や住宅の状況等に照らして必要な改修であり、工事の内容が介護 保険制度の給付対象であること。
- (5)住宅改修の**着工前に事前の申請**をして、山都町に着工を許可されている こと。

《注意点》

○介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります(一時帰宅中の支給申請は認められません)。そのため、認定結果が「非該当」の場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。

また退院・退所の中止等により、申請中の住宅に居住できなくなった場合には、住宅改修費用の全額(退院後に再入院し、退院が中止になった場合には、再入院以降の工事金額)を自己負担していただくことになります。

○一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、 介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給 対象になりません。

○新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、 支給対象になりません。

ただし、新築や増築した時点で手すりなど、住宅改修が必要な状態ではなかったが、その後要介護(要支援)認定を受けた場合には町に相談してください。

○ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

○支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である山都町が決定します。同じ工事内容でも保険者毎に判断が異なる場合があります。



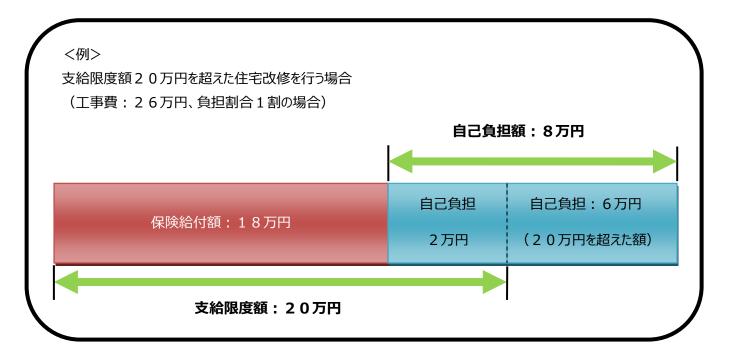
【支給について】

利用限度額

要支援・要介護度に関係なく、居住する住宅に対し、被保険者1人当たり20万円までです。(1回の改修で使い切らず、数回に分けて利用することも可能です。)

原則としてかかった費用の $9\sim7$ 割が住宅改修費として支給され、 $1\sim3$ 割は自己負担となりますので、最大18万円(2割負担の場合は16万円、3割負担の場合は14万円)支給されます。

- ※支給限度額(20万円)を超えた額については全額自己負担になります。
- ※介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が70/100になる場合があります。必ず被保険者証の記載を確認してください。
- ※過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人又は家族、担当のケアマネジャーから山都町にお問い合わせください。





・利用限度額の算定の例外に係る取り扱い

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修の支給を受けている方でも、再度住宅 改修費が支給されます。

① 要介護状態区分が3段階以上重くなった場合(3段階リセット)

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度額として住宅改修を利用できます。但し、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

《注意点》

- ・「3段階リセット」が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円のみとなります。
- ・「3段階リセット」は、一人の被保険者に対して1回しか適用されません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分				
第六段階	要介護 5				
第五段階	要介護 4				
第四段階	要介護 3				
第三段階	要介護 2				
第二段階	要介護1 または 要支援2				
第一段階	要支援 1				

(例)

最初の住宅改修に着工した日は、 要介護1で、新たに住宅改修を実施 する際、要介護4の認定をお持ちで ある場合

1

3 段階上がっているのでリセット の対象となります。

※要支援1から要介護2となった場合、要介護状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットは適用されません。

② 転居した場合(転居リセット)

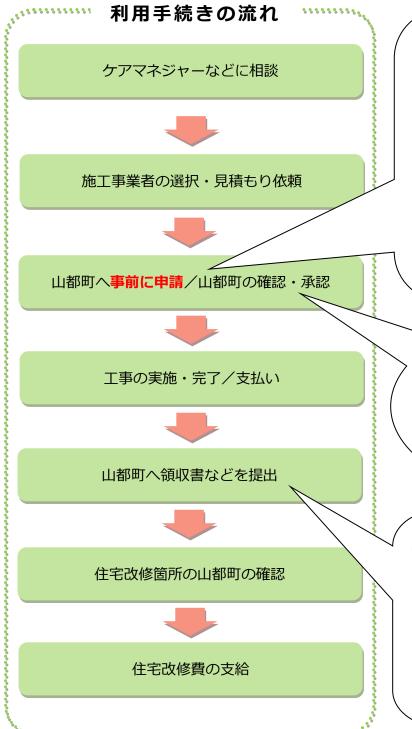
転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットも転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分が基準となります。再び転居前の住宅に戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとなります。

※転居先が新築の場合は給付対象となりません。

2. 住宅改修手続きについて

【住宅改修費支給の流れ】

住宅改修費の申請から支給までの流れは以下のとおりになります。



事前の申請に必要な書類

- ●工事費見積書/内訳書/カタログ/平面図 ※10 万円を超える場合は 2 社分の見積書
- ●理由書 ケアマネジャーなどに作成を依頼
- ●改修前の日付入り写真
- ●工事費内訳書
- ●住宅の所有者の承諾書 被保険者と住宅の所有者が異なる場合 ※町営住宅、親族の持ち家など

<u>必要に応じて</u>工事着工前にも、現 地調査を実施します(工事業者の見積 のための現地調査の際に同行等)。 場合によっては、専門職にも同行し ていただくことがあります。

工事後に提出する書類

- ●住宅改修費支給申請書 (様式第 10 号) 本手引き巻末に掲載
- ●住宅改修に要した費用の領収書
- ●完成後の状態を確認できる書類 改修前、改修後の日付入りの写真を添付

【事前申請書類】

事前申請書類は1~5まであります。事前にご確認の上、ご用意ください。

1 住宅改修理由書

被保険者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況を鑑み、改修の必要性を 判断する上での重要な資料となりますので、具体的にわかりやすい記載をしてください。

理由書の作成者は、原則、居宅サービスまたは介護予防サービス計画を作成、担当しているケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員になります。

2 見積書、住宅改修費内訳書、カタログ

- ・ 改修の種類、箇所ごとに工事内容を明記し、材料費、施工費、諸経費を適切に区分してください。 ※工事金額が10万円を超える場合は見積書が2社必要です。
- ・ 工事内容に介護保険支給対象外の内容が含まれている場合、保険給付の対象部分がわかるようにして ください。
- ・ 被保険者本人の氏名を記入し、施工業者の社判を押印してください。
- ・ 見積書には、材料のカタログ(コピー可)を添付してください。※定価が記載されているもの
- ・ 特注品などカタログのない場合には、材料や寸法を明記した製作図面等を添付してください。

3 改修予定箇所の日付入りの写真

- ・ 改修前の現状について、改修箇所ごとの写真を撮影してください。
- 写真内に撮影日を必ず入れてください。
 - ※カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。 写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工したものは不可とします。
- ・ 手すりの取付け位置、施工範囲が特定できるようにしてください。
- ・ 段差解消の場合、段差が確認できるようにメジャーを当てるなど、数値がわかるようにしてください。

4 改修前および改修後の平面図

・改修内容によっては、立面図のご提出をお願いする場合があります。

5 住宅の所有者の承諾書

住宅の所有者が被保険者本人または同居している親族の場合は不要です。

【工事後提出書類】

- 1 住宅改修費支給申請書(償還払:被保険者が一旦全額を支払い後、支給金額を口座へ振り込みます。)
 - ・ 被保険者氏名・番号、住所は介護保険被保険者証の記載と一致することとなります。
 - ・ 改修の内容箇所及び規模、施工業者をご記入ください。

- ・ 改修工事の予定額は工事見積書の総額をご記入ください。
- 申請者は被保険者です。
- ・ 申請者と住宅所有者が異なる場合は、別に承諾書の添付が必要です。
- ・ 申請者と口座名義人が異なる場合は、別に委任状の添付が必要です。
- 2 住宅改修に要した費用(介護保険支給対象費用額)の額が記載された領収書
 - ・領収書の宛名と被保険者氏名が同じであること。
 - ・領収年月日が記載してある事。
 - ・施工業者の押印があること。
 - ・但し書きに住宅改修工事による領収書であることがわかるように記載があること。
- 3 住宅改修工事完了後の日付入り写真
 - ・改修後の現状について、改修箇所ごとの写真があること。



3. 支給対象となる工事について

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移動動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事		
○居室内の手すり	×集合住宅など共同部分の手すり		
(居間・トイレ・浴室・玄関・階段等)	×敷地外の手すり		
○敷地内の手すり	×転落防止のための柵		
(玄関ポーチ・門扉までの通路等)	×固定していないものへの手すり		

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床を嵩上げするなどの工事が対象です。また、浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事				
○各居室の敷居を低くする工事	×床下収納スペースを埋める工事				
○スロープ・踏み台を固定設置する工事	×スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工				
○浴室の洗い場の嵩上げ工事	事				
○敷石をコンクリートスロープにする工事	×昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工				
○居室・廊下の段差をなくす工事	事				
○階段の勾配を緩やかにする工事	×給湯器、シャワー、水栓の工事				
○浴槽をまたぎやすい低いものに取り替える工	×転落防止柵の設置単独の工事(転落防止柵の				
事	設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事とし				
など	て認められるため)				

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室用すのこに ついては、「福祉用具購入費」の支給対象になります。

③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにく い床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事		
○畳から板製床材・ビニール系床材等への変更	×老朽化による床材の張替え		
○浴室の床材を滑りにくいタイルに変更	×滑り止めマットを洗い場に置くだけ		
○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材		
○階段の滑り止め(固定されているもの)	質のものに変更		
	×ユニットバスの場合、天井と壁に関する工事		

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える 工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合 に限り、引き戸等の新設も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事				
○開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコー	×自動ドアに取り替えた場合の、動力部分相当				
ディオンカーテン等への取替え	費用				
○重い引き戸から軽い引き戸への取替え	×間口の拡大				
○扉の位置の移動	×雨戸の取替え				
○門扉の取替え					
○ドアノブの変更					
○戸車の変更					
○扉の新設(扉の位置の移動に比べ、低廉に抑					
えられる場合に限る					
など					

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、腰掛便器の設置は福祉用具購入費の対象となります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合これらの機能等の付加は含まれません。

非水洗和式便器から、水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は対象外となります。

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替え に伴う床材の変更も対象になります。

保険給付の対象工事	対象外工事				
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え				
○便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復	×既存の和式便器はそのままで、新規に洋式便				
工事	器を設置				

○洋式便器の向きを変える工事	×既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器
	を設置
	×電気工事

⑥ 住宅改修の付帯として必要となる住宅改修

1 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強

2 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置)

3 床または通路面の材料の変更 床材の変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤 の整備

4 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

5 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く)、 便器の取替えの伴う床材の変更

4 住宅改修Q&A

【利用者の状態が変わった】

- Q. 居宅に住んでいたのですが、住宅改修中に利用者が死亡した場合、支給はどうなりますか?
- A. 住宅改修完了前に要介護者(利用者)が死亡した場合は、死亡時に完成している部分が支給対象になります。
- Q. 居宅に住んでいたのですが、住宅改修工事中に利用者が入院してしまった場合、支給はどうなりますか?
- A. 住宅改修完了前に要介護者(利用者)が容体の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、要介護者(利用者)が入院するまでに工事が完成した部分が支給対象になります。

【親族などによる住宅改修について】

- Q. 業者に頼まずに、家族が自力で住宅改修を行った場合の支給はどうなりますか?
- A. 要介護者等が自ら材料を購入し、本人・家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入 費が支給対象額となります。



介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書									
フリガナ	保 険 者 礼			番号					
被保険者氏名			被保険者	番号					
生 年 月 日		年 月	日生	性	別	Ę	男 ・	女	
〒 一 住 所									
住宅の所有者		本人との関係()		
改修の内容・箇					者。	, .	F	П	
所及び規模				着完		∃	年 —— 年	月 月 月	日 日
改修費用				•		,		円	
山都町長	様								
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日									
				住	所				
			申請			電話看	番号		
				氏	名			印	

- 注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。
 - ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護(支援)住宅改修費を次の口座に振り込んでください。

	銀 行信用金庫	本店 支店	種目	口 座 番 号
	信用組合	出張所	1 普通預金	
口座振込	金融機関コード	店舗コード	2 当座預金	
 依 頼 欄			3その他	
	フリガナ			
	口座名義人			